

令和2年度 特定加算手当の支給状況

1. 基本的な考え方

(1) 法人単位の対応

法人のケアハウスは、オパール室蘭とオパール八丁平の2施設であるが、オパール八丁平は開設から5年しか経過しておらず、国の10年以上勤務している職員基準においては施設間で不均衡となっており、職員異動を行っている状況の中で、対象者の支給基準や統一性が必要となっている。また、処遇改善加算措置の増加額においても施設ごとに収入額が異なり、法人統一での就業規則や給与規程により運営していることなどから、法人単位としての計画申請・支給を行う。

(2) 年額賃金改善額440万円以上とする対応

介護職員等特定処遇改善加算（特定加算）の増加額を考え、経験・技能のある介護福祉士（介護支援課長）の2名を、賃金改善後の賃金見込額年額440万円以上として対応し、まず国の特定処遇改善基準を確保することとしたこと。

また、特定処遇改善加算の収入額から経験・技能介護福祉士（介護支援課長）の2名に係る処遇改善費用を除く額を、介護福祉士の課長補佐（主任）と介護係長（リーダー）に支給することとしたこと。

さらに今年度からは、介護資格等のある他の介護職員の中では、介護経験や勤続年数のある介護職員もおり、勤続年数が増加する中であって、その他の介護職員全員への特定加算手当の支給対象者拡大を行うこととしたこと。

(3) 対象期間の対応

令和2年度においては、支給対象期間を令和2年4月～令和3年3月までの1年間とすること。

2. 計画申請と支給内容

(1) 計画申請

国の処遇改善加算措置を受けるため「介護職員等特定処遇改善計画書」を令和2年4月中旬、北海道に提出してこととしていること。

○計画申請の内容

(単位:円)

区 分	職員数	給与額		法定福利費	合 計
			平均月額		
経験技能介護職員(課長職)	2人	1,197,600	49,900	197,484	1,395,084
その他介護職員(リーダー等)	6人	1,036,800	14,400	169,206	1,206,006

その他介護職員(その他)	30人	1,046,400	基準3,200	154,825	1,201,225
計〔収入額:3,795,000〕	38人	3,280,800		521,515	3,802,315

※4月から翌年3月までの1年間による支給計画。

(2) 特定加算手当の支給内容

法人職員の特定加算の処遇改善を図るため、給与規程及び臨時的職員管理規則において「特定加算手当」の設置改正を行った。

この特定加算手当については、令和2年4月給与から

- ・ 経験技能介護職員(課長職)の2名は、月額合計99,800円の支給。
- ・ その他介護職員(リーダー等)の6名には、月額合計86,400円を支給している。
- ・ その他介護職員(その他)の30名には、月額合計87,200円の支給。

3. その他

(1) 職員の周知

特定加算手当の職員への周知は、給与規程の改正通知に合わせて、ケアハウスオパール室蘭及びケアハウスオパール八丁平の施設職員に対して、介護職員の支給対象者の拡大など令和2年4月1日付けにて通知を行い、周知を図っている。

(2) 今後の対応

特定加算手当については、介護福祉士の一部の介護職員に限定して平成31年10月より支給していたが、その他の介護職員においても支給対象とし処遇改善を図りたいことから、給与規程の改正を行って令和2年4月から新たに支給の開始を図っている。

特定加算手当や処遇改善手当は、地位的に上位に位置付けられている看護師や計画作成担当者等と介護職員との給与の乖離が生じないように、今後、さらに配分方法などの検討を進めることとしている。

参考資料

◆社会福祉法人上寿の会 給与規程（抜粋）〔令和2年4月1日改正〕

（特定加算手当）

第21条 特定加算手当は、介護職員等特定処遇改善加算の収入を充てるため、介護福祉士の資格保有の介護支援課長、課長補佐〔主任〕、介護係長〔リーダー〕及びその他介護職員に支給する。

2 特定加算手当の支給額は、特定加算の算定額に相当する額を賃金改善額として、次のとおり支給する。

（1）介護支援課長の特定加算手当の額は、4月から翌年3月まで（以下、「実施期間」という。）の給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、役職手当、処遇改善手当、資格手当、賞与及び寒冷地手当の合計額が440万円（以下「基準給与額」という。）を下回る場合にあって、その不足の額に12分の1を乗じた額の百円未満を切り上げた額を月額の特定加算手当として支給する。

（2）課長補佐（主任）及び介護係長（リーダー）の特定加算手当の額は、介護職員等特定処遇改善加算に係る介護保険事業収入見込額から、前第1号の介護支援課長の特定加算手当の実施期間の総支給額とその法定福利費等を含めた額を差し引き、その算出された額から見込まれる法定福利費等を差し引き対象職員数で除し、その額に12分の1を乗じた額の百円未満を切り上げた額の2分の1を月額の特定加算手当として支給する。

（3）その他介護職員の特定加算手当の額は、第2号に定める課長補佐（主任）及び介護係長（リーダー）の特定加算手当額の2分の1を超えない額を月額の特定加算手当として支給する。

3 職員が特別休暇等を除き、勤務しない日があるときは、勤務日数の割合に応じ、別表11の手当支給割合表により減じて支給する。

◆社会福祉法人上寿の会 臨時的職員管理規則（抜粋）〔令和2年4月1日改正〕

（特定加算手当）

第10条 施設に勤務する介護職員には、介護職員等特定処遇改善加算が算定される間、特定加算手当を支給する。ただし、60歳を超える嘱託職員は、除くものとする。

2 特定加算手当の支給額（月額）は、法人の給与規程を準用する。ただし、週40時間勤務未満のパートタイム職員等の支給額は、週40時間に対する週勤務時間数に応じた額とする。